

青森県報

第二千三百九号

平成十六年
四月二日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………(障害福祉課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活(政策)課) ……一

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……二

大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……三

右 同……………(同) ……六

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全(企画)課) ……六

青森県少年指導委員の委嘱……………(少年課) ……七

告 示

青森県告示第二百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
奈良薬局	西津軽郡木造町字千年一三	平成一六・三・三

青森県告示第二百六十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十三条の四第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日	指定期限
弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成一六・四・一	平成一六・三・三
青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	"	"

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さわやかネット

三 代表者の氏名

工藤 志朗

四 主たる事務所の所在地

八戸市下長六丁目一二の八

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者に対して、日常生活の支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケースデンキ十和田パワフル館

十和田市元町東三丁目六〇の一四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東北ケースデンキ

茨城県水戸市柳町一丁目一三の二〇

代表取締役社長 加藤修一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社東北ケースデンキ

茨城県水戸市柳町一丁目一三の二〇

代表取締役社長 加藤修一

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年十一月十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、三一八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一八四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

六三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一一〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前十時から午後七時まで

八 届出年月日

平成十六年三月十九日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年四月二日から同年八月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年八月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター
五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社
五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一
代表取締役 葛西英機

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社モード・ミヤカワ 五所川原市字上平井町一二六の一 代表取締役社長 宮川忠義	削除	平成 一五・一〇・三〇
株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬 一〇の一 代表取締役 斎藤正次郎	削除	"
有限会社ティー・アンド・ティー 弘前市大字城中央四丁目四の一 代表取締役 諸田光司	削除	"
有限会社長峰酒店 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一 七の一 代表取締役 長峰政子	削除	"
株式会社クリエイト 北海道札幌市東区伏古十二条四三 四の一 代表取締役 高橋廣	削除	"
有限会社マルエスヤスタ 五所川原市大字広田字柳沼一一六 の六 代表取締役 安田聖道	削除	"
株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 鈴木敏文	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 井坂榮	一五・五・三
イトキン株式会社 大阪府大阪市西区南堀江二丁目四 の一九 代表取締役 辻村浩一	イトキン株式会社 大阪府大阪市西区南堀江二丁目 四の一九 代表取締役 辻村章夫	一〇・二・一
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三の 一三 代表取締役 指田幹	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三の 一三 代表取締役 曲淵恵美子	一五・五・三六

株式会社リオチエーン 愛知県名古屋市中区平和一丁目 一〇の二〇 代表取締役社長 横山卓幸	株式会社マックハウス 東京都杉並区高円寺南三丁目二 の一 代表取締役社長 栗原勝利	株式会社イービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目一〇の 五 代表取締役 三本正浩	有限会社シューアー 埼玉県北埼玉郡騎西町大字内田 ケ谷四三の三 代表取締役 竹下昌之	株式会社織部 岐阜県多治見市旭ヶ丘一〇丁目 六 代表取締役 奥村紀八郎	株式会社キュート 五所川原市一ツ谷五三六の二二 代表取締役 渋谷公智	株式会社鶴悦 弘前市大字品川町三 代表取締役 千葉修三	有限会社心楽プロデュース 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五 一七の一 代表取締役社長 木村智鶴子	山和食品株式会社 埼玉県川口市元郷三丁目一九の 四 代表取締役 馬場祥宏	株式会社ホットランド 群馬県桐生市広沢町四丁目二四 三〇 代表取締役 佐瀬守男
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

株式会社日本一 千葉県野田市目吹一九六五 代表取締役 染谷幸雄	株式会社東久 宮城県仙台市宮城野区小田原三 丁目九の二二 代表取締役 久井田壮一	株式会社こどもの服の店ビノキ 青森市中央三丁目二〇の一四 代表取締役 伊織忠夫	井ヶ田製茶株式会社 宮城県仙台市青葉区大町二丁目 七の二三 代表取締役 今野克二
"	"	一六・三七	"

四 届出年月日

平成十六年三月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十六年四月二日から同年八月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年八月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース十和田穂並町店
十和田市穂並町六の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社みまん
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	区 分		変更前	変更後	変更年月日
	駐車の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積			
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	二一九台	九七台	平成 一六・二・三
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	三か所	二か所	

項

四 届出年月日

平成十六年三月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年四月二日から同年八月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年八月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技

岩本 芳勝	岩間 祐子	佃 正子	三浦 博	古舘 純一	成田千鶴子	山形 清徳	工藤忠比古	新谷 良昭	小笠原正道	工藤 正樹	
三沢市中央町二丁目四番二七号	十和田市東二十三番町二番二五号	十和田市大字洞内字井戸頭一四四番地五〇〇	十和田市大字洞内字井戸頭一四四番地七七八	十和田市大字三本木字里ノ沢二〇番地四七	十和田市東十三番町二五番一四号	五所川原市大字姥范字船橋四五番地三四	五所川原市大字漆川字袖掛一五一番地一一	五所川原市大字太刀打字馬繫七三番地一	五所川原市字元町八一番地二〇	五所川原市字下平井町五八番地二	
三沢市のうち、中央町(中央町二丁目、中央町二丁目、中央町三丁目及	十八日町、十六日町、寺横町、大工町、鍛冶町、六日町、朔日町、十一日町、柏崎一丁目九番、柏崎二丁目一番、鳥屋部町、鷹匠小路、長横町、岩泉町及び類家)の区域										
	五所川原市のうち、五所川原駅前周辺(大町、旭町、東町及び布屋町)及び川端町周辺(川端町、本町、寺町及び岩木町)の区域										

相馬 孝	鎌田 晃	菊池 政彦	中村 正美	柳谷 清	吉田 解造	長岡 哲夫	佐々木光春	佐藤 文利	奥山 義男	吉本 亮悦	熊野 鐵夫	船見 亮悦
上扇田五六番地	南津軽郡平賀町大字小和森字種取三七番地二	むつ市大字田名部字上道八七番地三〇一	下北郡大畑町字湯坂下三三二番地七	むつ市大湊上町八番八号	むつ市田名部町二番七号	むつ市横迎町二丁目一番一二号	黒石市大字乙徳兵衛町四四番地二	黒石市柵ノ木四丁目一三二番地	三沢市中央町四丁目三番二五号	三沢市中央町三丁目一〇番二三号	三沢市中央町三丁目二番一九号	三沢市中央町三丁目七番一〇号
平賀町のうち、平賀駅前周辺(北柳田一番地から二一番地まで及び二三番地)の区域	むつ市のうち、田名部駅前周辺(本町二番、四番、柳町一丁目二番、横迎町一丁目一番、田名部町一番から三番まで及び五番から九番まで)及び大湊新町(大湊新町三番、五番、六番、一四番から一七番まで、二〇番及び二一番)の区域											
黒石市のうち、徳兵衛町周辺(甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横町、寺小路、横町二二番地及び二四番地)の区域												
び中央町四丁目)の区域												

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 青森市東奥印刷株式会社

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 青森市東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭